

平成 26 年 4 月 25 日

都 市 局

地下街の安心避難対策ガイドラインの策定について

この度、国土交通省では、地下街の安心避難対策ガイドラインを策定しました。今後は、各地下街管理者が、このガイドラインを活用し、地下街の防災対策を推進していくことを期待します。

1. 地下街は、全国の拠点駅の周辺等において、都市内の重要な地下歩行者ネットワークとして、公共的な空間を形成しており、来街者が 10 万人以上となる地下街も多数存在しています。
2. 一方、地下街の多くは昭和 30 年代、40 年代に建設されており、開設から 30 年以上経過している地下街は全体の 8 割以上であり、設備の老朽化等が進んでいると考えられます。
3. また、大規模地震発生時には、避難の際に、地上への出入口や階段等に殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が生じることが懸念される等、今後予見されている大規模地震等への対応を早期に進めることも必要となっています。
4. このため、国土交通省では、大規模地震時の公共用通路等公共的施設を対象として、地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な非構造部材の点検要領、様々な状況を想定した避難計画検討の方法等について、技術的な助言としてとりまとめた「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定しました。
5. 現在、各地下街においては、火災や津波・洪水等への対策の取組や、大規模地震時における帰宅困難者対策の取組等が進められておりますが、これらの取組と相まって本ガイドラインを活用し、各地下街において計画的に、また着実に防災対策が進められることを期待します。

(注) ガイドラインの本文は国土交通省ホームページに掲載しております。

<問合せ先>

国土交通省 都市局 街路交通施設課 課長補佐 安間 三千雄 (内線 32862)
街路事業評価係長 安井 茂信 (内線 32844)
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8417
FAX 03-5253-1592